

# 定期監査の結果に基づく措置事項

平成 2 4 監 査 年 度 第 2 回

(平成 25 年 4 月～平成 25 年 8 月執行分)

佐 賀 県 監 査 委 員

# 目 次

<b>1 重要な指摘事項に係る措置事項</b> .....	<b>1</b>
文化・スポーツ部 .....	1
健康福祉本部 .....	1
県土づくり本部 .....	3
経営支援本部 .....	4
公安委員会所管の警察本部 .....	5
<b>2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項</b> .....	<b>7</b>
統括本部 各課・現地機関 .....	7
くらし環境本部 各課・現地機関 .....	9
文化・スポーツ部 各課 .....	13
健康福祉本部 各課 .....	15
農林水産商工本部 各課・現地機関 .....	21
生産振興部 各課 .....	30
県土づくり本部 各課 .....	33
交通政策部 各課 .....	36
経営支援本部 各課・現地機関 .....	38
教育委員会所管の各課 .....	42
公安委員会所管の警察本部 .....	44
その他の委員会等所管の事務局 .....	44

平成 25 年 9 月 9 日付けで公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 26 年 1 月 8 日

佐賀県監査委員 池 田 巧

同 田 中 俊 雄

同 三 竿 博 史

同 石 丸 博



# 1 重要な指摘事項に係る措置事項

## 【文化・スポーツ部 各課】

監査対象機関名	文化課
監査執行年月日	平成25年 7月 1日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p> <p>事項名 「佐賀県文化・スポーツ部交流サイト構築業務」委託</p> <p>支出負担行為すべき年月日 平成24年6月18日</p> <p>支出負担行為月 平成25年3月</p> <p>支出負担行為額 2,467,500円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>会計事務処理についてのチェック体制を強化し、複数職員による進捗管理の徹底を行い、適正かつ迅速な事務処理に努める。</p> <p>また、課内においても今回の件を全員で共有し、意識向上を図った。</p>

## 【健康福祉本部 各課】

監査対象機関名	企画・経営グループ
監査執行年月日	平成25年 7月 11日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 委託金（国庫支出金）の受入で、遅延しているものがあった。</p> <p>事項名 平成24年度厚生労働統計調査委託費</p> <p>国の示達の状況 平成24年4月～平成25年1月（毎月） （例）第1回 平成24年4月6日 1,704,000円）</p> <p>請求及び受入状況 ①平成24年4月～11月 示達分 請求</p>	<p>(措置の内容)</p> <p><b>【医務課】</b></p> <p>今後は、同様の事例が生じないように、国の示達状況を的確に把握したうえで、適切な時期に速やかに受け入れるよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努める。</p>

平成 24 年 11 月 21 日  
 16,448,000 円  
 受入  
 平成 24 年 12 月 11 日  
 ②平成 24 年 12 月～  
 平成 25 年 1 月示達分  
 請求  
 平成 25 年 3 月 5 日  
 6,456,000 円  
 受入  
 平成 25 年 3 月 18 日  
 (改善を指示した所属：医務課)

監 査 対 象 機 関 名	母 子 保 健 福 祉 課
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 5 年 7 月 4 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>① 国庫返納金の支出で、遅延しているものがあった。</p> <p>事 項 名 平成 23 年度母子保健衛生費等国庫負担金の確定による国庫返還</p> <p>返 還 額 4,122,390 円</p> <p>返 還 期 限 平成 25 年 1 月 13 日</p> <p>返 還 日 平成 25 年 5 月 13 日</p> <p>延 滞 金 145,932 円</p>	<p>所属長以下、担当者まで含めて問題点の洗い出しを行い、今後、期限付きの支出にかかるものについては、年間スケジュールに基づき執行管理を徹底し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 補助金交付事務で、交付決定が大幅に遅延しているものがあった。</p> <p>事 項 名 平成 24 年度子どもの医療費助成事業補助金</p> <p>交付決定遅延件数 佐賀市ほか 19 市町</p> <p>交 付 申 請 日 平成 24 年 5 月 31 日ほか</p> <p>交 付 決 定 日 平成 25 年 3 月 1 日</p> <p>交 付 決 定 額 641,275,000 円</p> <p>事 項 名 平成 24 年度乳幼児医療</p>	<p>今後は、新年度予算の議決後、早期に補助対象事業の内容について申請者と協議・確認を行い、進捗管理を徹底し、適正かつ迅速な事務処理に努める。</p>

助成事業補助金	
交付決定遅延件数	佐賀市ほか 19 市町
交付申請日	平成 24 年 5 月 31 日ほか
交付決定日	平成 25 年 3 月 28 日
交付決定額	112,297,000 円

【県土づくり本部 各課】

監査対象機関名	土地対策課
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 22 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 証紙収入の報告で、遅延しているものがあった。	事業認定申請書受理の際、チェックシートに証紙収入の報告を記載することにより、再発防止策を講じ、適正な事務処理に努める。
事項名	土木管理手数料 (土地収用事業認定)
徴収日	平成 24 年 6 月 15 日
徴収額	158,000 円
報告すべき時期	平成 24 年 7 月
報告月	平成 24 年 10 月

監査対象機関名	河川砂防課
監査執行年月日	平成 25 年 7 月 17 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 国庫補助金の受入で、遅延しているものがあった。	適切な時期に確実に歳入手続きを進めるため、予算担当と事業担当とが連携しながら、チェック体制の強化を図り、早期の収入に努める。
事項名	平成 24 年度後進地域特例法適用団体補助率差額 (河川総合開発事業： 平成 23 年度繰越分)
国の示達日	平成 24 年 4 月 17 日
請求日	平成 24 年 11 月 5 日
受入日	平成 24 年 11 月 19 日
補助金額	45,000,000 円

事 項 名	平成 24 年度後進地域特 例法適用団体補助率差額 (社会資本総合開発事業： 平成 23 年度繰越分)
国 の 示 達 日	平成 24 年 7 月 3 日
請 求 日	平成 24 年 8 月 16 日
受 入 日	平成 24 年 8 月 30 日
補 助 金 額	78,976,540 円
事 項 名	平成 24 年度後進地域特 例法適用団体補助率差額 (河川総合開発事業)
国 の 示 達 日	平成 25 年 1 月 18 日
請 求 日	平成 25 年 3 月 5 日
受 入 日	平成 25 年 3 月 19 日
補 助 金 額	35,436,800 円
事 項 名	平成 24 年度後進地域特 例法適用団体補助率差額 (特定緊急砂防事業費補助)
国 の 示 達 日	平成 25 年 1 月 18 日
請 求 日	平成 25 年 3 月 5 日
受 入 日	平成 25 年 3 月 19 日
補 助 金 額	5,095,735 円

【経営支援本部 現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	唐 津 県 税 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 5 年 6 月 2 8 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>① 不動産取得税で、課税が漏れているものがあった。</p> <p>換地処分が終了した土地区画整理事業の保留地に係る不動産取得税について、使用収益権の譲渡の際に課税すべきところ、課税せず、時効により徴収ができなくなっていた。【県の公表済事項】</p> <p>使用収益開始時期 平成 9 年 9 月</p>	<p>不動産取得税の手引書に事務処理マニュアルを追加して、職員に対し適正な事務処理を行うよう周知徹底した。また、税電算システムに業務失念防止の警告画面を表示するようにした。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>



～平成 17 年 11 月	
課税漏れ件数 4 件	
課税漏れ金額 443,300 円	

監 査 対 象 機 関 名	佐 賀 県 税 事 務 所
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 5 年 6 月 2 8 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>① 自動車税で、徴収金額を誤っているものがあった。</p> <p>証紙により徴収した自動車税について、課税漏れや課税金額の誤りによる過少徴収又は過大徴収を把握していたが、その後の追徴や還付手続を行っていなかった。</p> <p>課税漏れ等が 平成 21 年度 生じた期間 ～平成 24 年度 過少徴収件数 9 件 過少徴収総額 115,300 円 (追徴を要する額)</p> <p>過大徴収件数 4 件 過大徴収総額 3,800 円 (還付を要する額)</p>	<p>指摘後、速やかに過大徴収に対しては還付処理、過少徴収に対しては追徴処理を行った。</p> <p>今後は、台帳で処理状況の確認を行い、チェック体制を強化するなど、適正な事務処理に努める。</p>

**【公安委員会所管の警察本部】**

監 査 対 象 機 関 名	警 察 本 部
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 5 年 8 月 1 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>① 時間外勤務手当で、返納を要するものがあった。</p> <p>同一週を超える週休日の振替に伴う割増時間外勤務手当は、週の勤務時間の 40 時間を超える部分の勤務時間から休日勤務手当の支給対象時間を控除して支給すべきであるが、支給対象時間の計算を誤り、過大支給となっていた。</p>	<p>週休日の振替等に伴う時間外勤務手当の支給対象時間については是正措置を行い、平成 25 年 8 月までに過大支給された全額を返納するとともに、担当者等に対する教養を徹底し、再発防止を図った。</p> <p>今後は、適正な支給に努める。</p>

過大支給期間 平成 20 年度  
 ～平成 24 年度  
 対象人員及び件数 延べ 485 人 625 件  
 過大支給額 687,398 円

② 工事の執行に関し、適正でないものがあった。

① 発注後の進行管理を怠っていたため、一部しか施工できず未施工部分が残っていたことを把握出来ていなかった。

② 工期内に行うべき変更契約を平成 25 年 4 月に行っていた。

③ 年度内に実施すべき完了検査を行わず、平成 25 年 4 月に実施していた。

この結果、国交付金を一部返還することになった。

事 項 名 24 交随第 17 号  
 道路標識設置工事  
 工 期 平成 25 年 2 月 7 日  
 ～平成 25 年 3 月 25 日  
 完了検査年月日 平成 25 年 4 月 30 日  
 契 約 金 額 (当初) 2,037,000 円  
 (最終) 225,885 円  
 国交付金返還額 675,000 円

事案認知後、直ちに施工管理を徹底するために必要な情報を一覧表にまとめ、組織内で工事進捗情報を共有できるようにするとともに、担当者等に対する教養を徹底し、再発防止を図った。

今後は、適正な工事の進行管理等に努める。

## 2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

### 【統括本部 各課・現地機関】

監査対象機関名	情報課
監査執行年月日	平成25年 7月30日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工作物から備品への編入において、財産台帳（工作物）や備品出納・管理簿への記載をしておらず、また、財務経営システムへの入力をしていないものがあつた。	指摘後、速やかに財産台帳（工作物）の変更（減）及び備品出納・管理簿への登録を行った。 今後は、佐賀県公有財産規則及び佐賀県財務規則を遵守するとともに、同様の事例が生じないように、課内職員に周知徹底し、適正な事務処理に努める。
② リース物品について、財務経営システムに入力していないものがあつた。	指摘後、会計課と処理方法について協議を行い、速やかに財務経営システムへの入力を行った。 今後は、同様の事例が生じないように、課内職員に周知徹底し、適正な事務処理に努める。
③ 契約保証金の受入や入札保証金の契約保証金への公金振替が遅延しているものがあつた。	今後は、佐賀県財務規則を遵守するとともに、遅延とならないよう、課内職員に周知徹底し、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	消防防災課
監査執行年月日	平成25年 7月30日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 委託契約において、契約書で規定する完了検査の合格通知を行っていないものがあつた。	指摘後、完了検査の合格通知を文書で行つた。 今後は、契約内容をしっかりと把握するとともに、契約事務について十分に注意し、適正な事務処理に努める。
② 委託契約において、契約事務の遅れ等により業務の一部が行われず、また、監督員の履行状況確認も不十分なものがあつた。	今後は、契約書等の取り交わしについては、迅速に行うとともに、委託業務の内容をしっかりと把握するよう努める。

	<p>また、担当職員のみならず係内においても情報を共有し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>③ 購入した備品に、備品札を張りつけていないものがあった。</p>	<p>未貼付の備品札については早急に貼付を行う。</p> <p>今後は、納品時に検収確認をきちんと行うとともに、備品札の貼付漏れがないよう十分に注意し、適正な備品管理に努める。</p>
<p>④ 公用車に損害を与え、また、亡失・損傷届を提出していないものがあった。</p>	<p>指摘後、亡失・損傷届を提出するとともに、公用車の安全運転についての注意喚起を行った。</p> <p>今後、事故等が起きた際には、適切な処置方法の確認を行うとともに、提出漏れ等がないよう十分に注意し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>監査対象機関名</p>	<p>消 防 学 校</p>
<p>監査執行年月日</p>	<p>平成25年 5月21日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>① 一連の領収証書に番号や委任出納員の記名押印がなく、また、未使用の領収証書の管理についても適正でないものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指摘後、直ちに未使用の領収証書は、使用不能の処理をした。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

【くらし環境本部 各課・現地機関】

監査対象機関名	男女参画・県民協働課
監査執行年月日	平成25年 6月20日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 産業廃棄物処分業務委託を収集・運搬の許可業者と契約しているものがあつた。	適正な事務執行に努めるよう、職員に周知徹底した。 産業廃棄物処分業務委託について、今後、適正な事務処理を行うとともに、再発防止に努める。
② 補助事業において、事業完了後の事業効果の確認や検証について検討を要するものがあつた。	補助事業者から事業完了後一定期間、事業の実施状況を報告してもらい、確認を行うこととする。

監査対象機関名	人権・同和対策課
監査執行年月日	平成25年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 行政財産使用許可台帳や公有財産貸付台帳を更新していないものがあつた。	監査終了後、台帳の整備状況を確認し、不備のあつたものは更新を行った。 今後は、定期的に、担当だけではなく係長、副課長により整備状況をチェックし、再発防止に努める。

監査対象機関名	こども未来課
監査執行年月日	平成25年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 歳出予算の流用手続で適正でないものがあつた。	予算流用の手続について、同様の事例が生じないよう職員に周知徹底した。 今後は、チェック体制を強化し、適正に処理する。
② 徴収業務委託に際し、歳入委託証明書を交付していなかつた。	指摘後、速やかに佐賀県歳入委託証明書を交付した。 今後は、佐賀県財務規則に基づき、適正な事務処理に努める。

<p>③ 負担金の実績報告書の提出期限について、交付要綱の規定や事業者への通知で適正でないものがあつた。</p>	<p>提出期限については、会計課あて佐賀県財務規則の改正要望を行った。今後は、出納局会計課からの意見を踏まえ適正な事務処理に努める。</p>
<p>④ 公用車に損害を与え、また、亡失・損傷届を提出していないものがあつた。</p>	<p>自動車の運転には、十分注意するよう職員に周知徹底した。      今後とも、朝礼等の機会に安全運転を呼び掛けるなど、再発防止に努める。      また、亡失・損傷届については、指摘後、速やかに提出した。</p>
<p>⑤ 補助事業の内容に沿った交付要綱の見直しについて検討を要するものがあつた。</p>	<p>県単独補助制度に相応しい内容となるよう、来年度に向け補助金交付要綱の見直しを検討する。</p>

監 査 対 象 機 関 名	環 境 課
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 5 年 6 月 2 0 日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 補助事業において、事業完了後の事業効果の確認や検証について検討を要するものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助事業者から事業完了後一定期間、事業箇所の現況を報告してもらい、確認を行うこととする。</p>
<p>② 機構改革の場合の工作物の履歴台帳の記載について、検討を要するものがあつた。  <b>(検討を指示した所属:資産活用課)</b></p>	<p><b>【資産活用課】</b>      平成 20 年 4 月 1 日付け用第 010001 号用度管財課長通知「機構改革に伴う公有財産関係事務の取扱について」に関して、「一部の業務のみが他課(かい)へ移管した場合は、所管換えの対象となる」旨の補足事項を通知することとした。</p>

監査対象機関名	有明海再生・自然環境課
監査執行年月日	平成25年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公有財産購入費で支出年度区分を誤っているものがあつた。	支払事務の適正な処理について、職員へ周知した。 今後は、同様な指摘がないよう適正な事務処理に努める。
② 公用車に損害を与えているものがあつた。(交通事故)	自動車の運転には、十分注意するよう職員に周知徹底した。 今後とも、朝礼等の機会に安全運転を呼び掛けるなど、再発防止に努める。

監査対象機関名	循環型社会推進課
監査執行年月日	平成25年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があつた。(弁償金)	行政代執行経費以外の債権については、時効期間の経過等により徴収停止を行った。 このため、今後、債権の放棄について、県議会の議決を経て不納欠損処分を行う予定である。 なお、行政代執行経費については、動産の差押により時効が中断しているが、換価価値はなく、今後差押解除及び執行停止を行う予定である。
② 委託契約において、前金払が遅れているものがあつた。	再発防止のため、職員に対し、迅速な事務処理を行うよう周知徹底した。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 委託契約において、契約書に規定がなく、委任状もないにもかかわらず、正当な債権者以外に支払っているものがあつた。	再発防止のため、職員に対し、支払事務の適正な処理を行うよう周知徹底した。 今後は、契約内容を確認し、適正な事務処理に努める。
④ 入札保証金に関し、公告の記載が不十分であり、また、金額が不足していたにもか	再発防止のため、職員に対し、入札制度についての理解を深めさせるとともに適正な事

<p>かわらず落札決定しているものがあつた。</p>	<p>務処理を行うよう周知徹底した。        今後は、佐賀県財務規則を十分確認し、適正な事務処理に努める。</p>
<p>⑤ 貸付物品について、財務経営システムに入力していないものがあつた。</p>	<p>指摘後、速やかに財務経営システムに入力した。        今後は、適正な事務処理に努める。</p>



【文化・スポーツ部 各課】

監 査 対 象 機 関 名	ま な び 課
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 5 年 7 月 2 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 発注伺等を作成していないものがあつた。	職員に対し、再発防止について周知徹底を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 工事の成果物を財産台帳（工作物）に記載していないものがあつた。	指摘後、当該工事の成果物を図書館に所管換を行い、図書館において財産台帳に記載した。 また、職員に対し、再発防止について周知徹底を行った。
③ 公用車に損害を与えているものがあつた。	職員に対し、自動車の運転には十分注意するよう周知徹底を行った。 今後も安全運転、交通事故防止の徹底に努める。
④ 指定管理者が関わる自動販売機の光熱水費の取扱いに関し、文書での取決めについて検討を要するものがあつた。	指摘後、速やかに指定管理者及び自動販売機業者に対し、光熱費の取扱いについて通知を行った。

監 査 対 象 機 関 名	ス ポ ー ツ 課
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 5 年 7 月 4 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 指定管理の仕様書で、緊急時の体制についての規定が不足しているものがあつた。	人員体制のような管理運營業務上の細目については、年度協定書において仕様書及び事業計画書のとおりとしているが、仕様書には緊急時の体制の規定が不足しているため、仕様書にも定めるようにする。
② 物品売払において、売払代金を物品引渡時に即納させない場合に必要契約書を作成していないものがあつた。	職員に対し、再発防止について周知徹底を行った。 今後は、佐賀県財務規則を十分確認し、適正な事務処理に努める。

③ 行政財産使用許可台帳や公有財産貸付台帳に記載していないものがあつた。	指摘後、速やかに行政財産使用許可台帳や公有財産貸付台帳に記載した。 今後は、適正な事務処理に努める。
--------------------------------------	---

監 査 対 象 機 関 名	文 化 課 (世界遺産登録推進室)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 5 年 7 月 1 日
(監査の結果) ② 公用車に損害を与えているものがあつた。	(措置の内容) 公用車の運転には十分に注意するよう課内で周知を行い、安全運転に対する意識を高めることを図つた。 今後も安全運転を励行し、事故防止の徹底に努める。

【健康福祉本部 各課】

監査対象機関名	地域福祉課
監査執行年月日	平成25年 7月 4日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収納した雑入の出納員への引継ぎが遅延し、また、引き継ぐまでの間の保管において、現金出納簿に記載していないものがあった。	指摘後、速やかに出納員へ引き継ぐよう注意喚起を行った。 今後は、当日に引き継ぐよう、適正な事務処理に努める。
② 公用車に損害を与え、また、亡失・損傷届を提出していないものがあった。(交通事故)	指摘後、速やかに公用車の亡失・損傷届を提出した。 今後は、適正な事務処理に努めるとともに、朝礼等の機会に安全運転を呼び掛けるなど、再発防止に努める。

監査対象機関名	母子保健福祉課
監査執行年月日	平成25年 7月 4日
(監査の結果)	(措置の内容)
③ 母子寡婦福祉資金の違約金の取扱いについて検討を要するものがあった。	母子寡婦福祉資金の違約金の取扱いについて、適切な処理ができるよう検討したい。

監査対象機関名	長寿社会課
監査執行年月日	平成25年 7月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出負担行為で、遅延しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
② 前金払で、支払限度額以上に支払っているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 概算払整理簿を作成していないものがあった。	指摘後、速やかに概算払整理簿を作成した。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 補助事業の実績報告書を期限内に提出させていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。

⑤ 貸付物品について、備品出納・管理簿に記載しておらず、また、財務経営システムに入力していないものがあつた。	指摘後、速やかに備品出納・管理簿に記載のうえ、財務経営システムへの入力を行った。 今後は、適正な物品管理に努める。
⑥ 前年度の取崩超過額等について、基金への積立が遅れているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑦ 佐賀県高齢者居室整備資金及び佐賀県高齢者住宅整備資金の延滞利息の取扱いについて検討を要するものがあつた。	貸付規則の延滞利息免除規定に該当するものとして、取り扱っているところであるが、監査結果を踏まえ、今後の手続き等について検討したい。

監 査 対 象 機 関 名	障 害 福 祉 課 ( 就 労 支 援 室 )
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 5 年 7 月 5 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 時間外勤務手当で、追給を要するものがあつた。	指摘後速やかに申請し、平成25年7月給与で追給した。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 収入未済があつた。(心身障害者扶養共済保険料負担金、心身障害者扶養共済制度年金過払い返納金)	関係市町の協力も得ながら、書面、電話及び訪問等による督促を強化し、状況に応じて分納誓約を行うなどして、収入未済額の解消に努める。
③ 支出負担行為で、発議が遅延し、また、決裁手続が大幅に遅延しているものがあつた。加えて、契約書について、提出期限の通知をしておらず、受領が遅延しているものがあつた。	次回からは速やかに支出負担行為を発議し、適正に処理するよう努める。 また、契約書の提出期限を設定し、通知するよう見直しを行った。
④ 予定価格調書に誤った金額を記載しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 請負委託において、不要な収支決算書の提出を求め、委託料の額の確定行為を行っているものがあつた。	請負委託と委任契約の違いを職員に周知した。 今後は、適正な事務処理に努める。

<p>⑥ 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあつた。</p>	<p>指摘後、直ちに契約の相手方に収入印紙を貼付させた。      今後は、適正な事務処理を職員に周知し、確認を徹底する。</p>
<p>⑦ 仕様書の内容変更を行っていたが、変更契約を締結してないものがあつた。</p>	<p>今後、仕様書を変更する場合には、変更契約を締結するなど適正な事務処理に努める。</p>
<p>⑧ 補助金交付要綱に、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ税額控除に関する規定がないものがあつた。</p>	<p>指摘後、直ちに佐賀県特例子会社等設立支援事業補助金交付要綱を改正し、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ税額控除に関する規定を設けた。</p>
<p>⑨ 補助金交付申請書の提出期限が適正でないものがあつた。</p>	<p>今後は、申請状況に応じて提出期限を延長するなど、適正な事務処理に努める。</p>
<p>⑩ 補助金交付要綱の制定や改正に係る企画・経営グループへの合議等について適正でないものがあつた。  <b>(改善を指示した所属：      健康福祉本部企画・経営グループ及び      障害福祉課)</b></p>	<p><b>【健康福祉本部企画・経営グループ及び障害福祉課】</b>      指摘後、補助金交付要綱の改正に際し、合議基準に則り企画・経営グループに合議を行った。      今後は、企画・経営グループへの合議基準の確認を徹底する。</p>
<p>⑪ 購入した備品について、備品出納・管理簿に記載しておらず、また、財務経営システムに入力していないものがあつた。</p>	<p>指摘後、速やかに備品出納・管理簿に記載のうえ、財務経営システムへの入力を行った。      今後は、職員に周知し、備品を購入した際には速やかに財務経営システムへの入力を行うこととする。</p>
<p>⑫ 平成 22 年度に取得した商標権について、財産台帳（無体財産権）への記載を平成 24 年度に行っているものがあつた。</p>	<p>今後は、職員に周知し、財産を取得した際は速やかに台帳に記載することとする。</p>
<p>⑬ 補助事業の財源である基金の取崩しや、運用益の基金への積立が遅延しているものがあつた。</p>	<p>今後は、執行額や運用益を複数の担当者で確認し、適正な事務処理に努める。</p>

⑭ 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件)	再発防止のため、課員に対し朝礼等で注意喚起を行った。 今後は、安全運転の励行を徹底し、事故防止に努める。
---------------------------	---

監査対象機関名	医 務 課 (地域医療体制整備室)
監査執行年月日	平成25年 7月 3日
(監査の結果) ① 収入未済があつた。(看護師等修学資金貸付金)	(措置の内容) 債務者に対し、電話による催促や、督促状の送付等を行い、引き続き、収入未済の解消に努める。
② 前年度の取崩超過額等について、基金への積立が遅れているものがあつた。	今後は、金額の確定後、速やかに基金への積立を行うこととする。
③ 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件、うち1件は交通事故)	職員に対して、安全運転について注意喚起を行った。 今後は、安全運転の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	国 民 健 康 保 険 課
監査執行年月日	平成25年 6月 13日
(監査の結果) ① 負担金に係る実績報告書を期限内に提出させていないものがあつた。	(措置の内容) 実績報告書を期限内に提出するよう交付事業者へ周知・徹底を図ることとし、情報交換会等の場で各担当者へ周知・徹底を図ることとしている。

監査対象機関名	健康増進課
監査執行年月日	平成25年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 行政財産使用料の調定で、遅延しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
② 公用車に損害を与え、また、亡失・損傷届を提出していないものがあつた。	指摘後、速やかに公用車の亡失・損傷届を提出するとともに、安全運転及び公用車の適切な管理について職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	薬務課
監査執行年月日	平成25年 6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 週休日の勤務に係る振替等の措置が行われていないものがあつた。	指摘後、速やかに時間外勤務の手続きを行った。
② 重要物品の処分又は活用について検討を要するものがあつた。	県庁イントラネットの庁内掲示板で管理換(物品有効利用)を募ったが、希望する所属がなかった。 また、売却の見込みもないため、処分することとした。

監査対象機関名	生活衛生課
監査執行年月日	平成25年 6月13日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 行政財産使用料の調定で、遅延しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努めるとともに、同様の指摘を受けることがないよう職員に対して周知徹底を図った。
② 補助事業で、記載内容等に不備のある実績報告書をそのまま受理しているものがあつた。	指摘後、速やかに是正措置を行った。 今後は、同様の指摘を受けることがないよう適正な事務処理に努める。

<p>③ 貸付物品について、財務経営システムの貸付期間等の入力を誤っているものがあった。</p>	<p>指摘後、速やかに是正措置を行った。 今後は、同様の指摘を受けることがないよう適正な事務処理に努める。</p>
--	---



【農林水産商工本部 各課・現地機関】

監査対象機関名	国際戦略グループ
監査執行年月日	平成25年 7月 8日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 時間外勤務手当で、追給を要するものがあった。	指摘後、速やかに追給を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 契約書に収入印紙が貼付されていないものがあった。	指摘後、速やかに収入印紙を貼付した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	国際交流課
監査執行年月日	平成25年 6月13日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 企画コンペにおいて、1社からの参加申込みであるにもかかわらず、2社の共同提案の企画書を受理し審査しているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	新エネルギー課
監査執行年月日	平成25年 7月 4日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 補助金交付要綱に、財産の処分制限の規定がないものがあった。	指摘後、速やかに財産処分の制限を規定した補助金交付要綱を定め公募を開始した。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 補助事業で、関係会社からの調達がある場合の利益等を排除する旨交付要綱に規定しているが、該当するか否かの確認を行っておらず、また、実績報告書の添付書類が適正でないにもかかわらず、そのまま額の確定を行っているものがあった。	指摘後、速やかに事実関係の確認を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 土地貸付収入で、早期受入について検討を要するものがあった。	今後は、適宜・適切な時期に行うよう事務処理に努める。

監査対象機関名	新産業・基礎科学課
監査執行年月日	平成25年 7月 4日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 完了検査で、特別な理由なしに監督員が検査員を兼ねて検査を行っているものがあった。	職員に対し、適正な事務処理に努めるよう注意喚起をした。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 支出負担行為についての会計管理者への協議が遅延しているものがあった。	職員に対し、迅速な事務処理に努めるよう注意喚起をした。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 工事で、契約書に規定する現場代理人の通知を受けていないものがあった。	職員に対し、適正な事務処理に努めるよう注意喚起をした。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 補助金交付要綱に、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入れ税額控除に関する規定がないものがあった。	補助金交付要綱を改正し、平成26年度から適用することとしている。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 増設工事の成果物を財産台帳（工作物）に記載していないものがあった。	指摘後、速やかに財産台帳に記載を行うとともに、職員に対し、適正な事務処理に努めるよう注意喚起をした。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑥ 重要物品の処分又は活用について検討を要するものがあった。	交付金での購入物品であるため、財産処分について国と協議を行いながら、他の施設での活用等含めて処分を検討する。

監査対象機関名	企業立地課
監査執行年月日	平成25年 7月10日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公用車に損害を与えているものがあった。（交通事故）	安全運転及び公用車の適切な管理について、職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	雇用労働課
監査執行年月日	平成25年 7月 9日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出負担行為で、発議が遅延し、また、 決裁手続が大幅に遅延しているものがあ った。	今後は、決裁手続の進捗管理を徹底し、適 正な事務処理に努める。
② 請負委託の契約書で、業務完了前の支払 方法について、「前金払」とすべきところ「概 算払」と規定しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 業務委託で、業務の再委託に係る承認を 行っていないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 委託契約で発生した備品について、県へ の帰属前に貸付を行い、また、購入報告を させていないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 公用車に損害を与えているものがあつ た。	職員に対し、安全運転について、注意喚起 を行った。 今後は、安全運転の励行を徹底し、事故防 止に努める。

監査対象機関名	商 工 課
監査執行年月日	平成25年 7月 11日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があつた。(小規模企業者等設備 導入等事業支援貸付金、弁償金、産地再生 支援事業返納金)	(小規模企業者等設備導入等事業支援貸付金) 延滞先については、主債務者のほか、連帯 保証人や相続人に対し、訪問や電話等により 償還を求めるとともに、定期的な償還、償還 額の増額についても要請している。 また、担保物件について、任意での売却が 進まない場合には、担保権に基づき競売手続 を進めている。 一方、延滞先ではないものの、約定償還の 条件変更を行っている貸付先を中心に、アド バイザーの派遣等により経営指導等を行い、

	<p>経営の立て直しを図っている。</p> <p>今後も、引き続き、様々な支援策を活用しながら、新たな収入未済の発生を防止するとともに、収入未済額の解消に努める。</p> <p>(弁償金)</p> <p>民事執行法に基づく財産開示手続等により、各債務者の資産調査を行ったが、いずれの債務者も、その保有する資産が債権額に比して著しく少ない。こうしたことから今後は、債務者ごとに月々の収支状況を調査したうえで、分割納入を求めていくことにより、収入未済額の解消に努める。</p> <p>(産地再生支援事業返納金)</p> <p>債務者に対して電話や訪問等により償還を求めてきたが、自己破産されたため、償還不可能となった。</p> <p>今後は、対策を立てて、新たな収入未済の発生防止に努めていく。</p>
<p>② 平成 20 年度に発生した債権について、会計管理者への債権報告書の提出が遅れているものがあった。</p>	<p>適正な事務処理について、職員に対し周知徹底を図った。</p> <p>今後は、佐賀県財務規則を遵守し、適正な事務処理に努める。</p>

<p>監 査 対 象 機 関 名</p>	<p>観 光 課</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 2 5 年 6 月 2 4 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>① 備品で、亡失しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>今後は、備品の適正な管理及び取扱いに努める。</p>

<p>監 査 対 象 機 関 名</p>	<p>有 田 窯 業 大 学 校</p>
<p>監 査 執 行 年 月 日</p>	<p>平成 2 5 年 5 月 2 4 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>① 収入未済があった。(工鉦業使用料)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>生活困窮による授業料の滞納であり、一括納付は困難であることから、計画的な分割納付により収入未済の解消に努める。</p>

② 積算施工管理業務委託で、設計積算業務の完了時に「監督・検査・確認申請書」の提出を受けず、管理業務と合わせて完了検査結果の通知を行っているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 防火管理者や消防計画の変更手続を行っておらず、また、消防訓練をしていないものがあつた。	指摘後、速やかに届出書を提出した。 消防訓練については、今年度中に実施する予定である。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	平成25年 5月21日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 時間外勤務手当で、追給を要するものがあつた。	指摘後、速やかに追給を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 契約書の契約金額の記載を誤っているものがあつた。	契約書のチェックをする人数を増やし、チェック体制を強化した。
③ 業務委託で、報告書を約定した時期に提出させておらず、また、業務の再委託に係る承認手続を行っていないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 備品の「分離」、「分類換」や「売却」に係る備品出納・管理簿の記載を誤っているものがあつた。	指摘後、速やかに備品出納・管理簿を修正した。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑤ 土地建物借受台帳を作成していないものがあつた。	指摘後、速やかに土地建物借受台帳を作成した。 今後は、適正な事務処理に努める。
⑥ 行政財産一時使用許可に該当しないものを一時使用として許可しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
⑦ 特許権に係る財産台帳（無体財産権）の取得日や存続期間について記載漏れや記載誤りがあつた。	指摘後、速やかに財産台帳を修正した。 今後は、適正な事務処理に努める。

⑧ 重要物品の処分又は活用について検討を要するものがあつた。	不用なものについては、売却等の処分を行う予定である。
--------------------------------	----------------------------

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	平成25年 4月 9日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 特許権や意匠権に係る財産台帳（無体財産権）の取得日や存続期間について記載漏れや記載誤りがあつた。	指摘後、速やかに財産台帳の修正を行った。今後は、佐賀県公有財産規則を遵守し、適正な事務処理に努める。
② 公用車（リース車）に損害を与えているものがあつた。	職員に対し、安全運転について、注意喚起を行った。今後は、安全運転の励行を徹底し、事故防止に努める。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	平成25年 4月 9日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 物品売払において、売払代金を物品引渡時に即納させない場合に必要な契約書を作成していないものがあつた。	物品売払事務について、今後、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	平成25年 4月10日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 重要物品の処分又は活用について検討を要するものがあつた。	検討の結果、今後、活用する見込みがないため適正に処分を行う予定である。

監査対象機関名	農業大 学 校
監査執行年月日	平成25年 4月10日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事の成果物を財産台帳（工作物）に記載していないものがあつた。	指摘後、速やかに財産台帳に記載を行った。今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	平成25年 4月23日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支払遅延に対する遅延利息の率を誤っているものがあつた。	今後は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定を遵守し、適正な事務処理を行う。
② 入札保証金に関し、公告の記載が不十分で、金額が不足していたにもかかわらず、落札決定しているものがあつた。また、入札保証金の受入や返還において事務処理の誤りがあり、さらに、入札保証金から契約保証金の公金振替において書類の不備や時期の遅れがあるものがあつた。	指摘のあつた各項目について、今後は、佐賀県財務規則等を遵守し、適正な会計処理を行う。

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	平成25年 5月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事で、一部下請申請に対し承諾通知を行っていないものがあつた。	今後は、工事請負契約約款や佐賀県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努める。
② 工事の成果物について、財産台帳（工作物）の価格の記載を誤っているものがあつた。	指摘後、速やかに財産台帳の訂正を行った。 今後は、佐賀県公有財産規則等に基づき、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	平成25年 5月15日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 歳入科目を誤って予算措置しているものがあつた。	今後は、歳入科目を十分に確認し、適正な予算措置に努める。
② 契約書に所属長の押印がないものがあつた。	指摘後、直ちに所属長印を押印した。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 財産台帳（建物）の価格について、記載	指摘後、速やかに財産台帳を修正した。

誤りや記載漏れがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 重要物品の処分又は活用について検討を要するものがあった。	検討の結果、今後、活用する見込みがないものについては、適切に処分等を行う予定である。
⑤ 口蹄疫や鳥インフルエンザ対策用備蓄資材の管理方法について検討を要するものがあった。 <b>(検討を指示した所属:畜産課)</b>	<b>【畜産課】</b> 備蓄資材の管理方法については、管理規程(備蓄資材のリスト表、管理方法、使用する場合の条件等)を策定し、適切に管理することとしている。

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	平成25年 5月14日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 徴収業務委託に際し、歳入委託証明書を交付していなかった。 <b>(改善を指示した所属:畜産課)</b>	<b>【畜産課】</b> 指摘後、速やかに歳入委託証明書を交付した。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 業務委託契約で、完了業務に応じた支払方法について検討を要するものがあった。	完了業務に応じた支払方法について、今後、適切な事務処理に努める。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	平成25年 4月16日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公用車に損害を与えているものがあった。	職員に対し、安全運転について、注意喚起を行った。 今後は、安全運転の励行を徹底し、事故防止に努める。
② 週休日の振替で、適正でないものがあった。	指摘後、速やかに振替の訂正を行い、今後は、十分に注意して事務処理にあたる旨、職員に周知徹底を図った。



監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	平成25年 4月18日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 見積書の記載で、適正でないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
② 業務委託で、契約に定める監督員の通知をしていないものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 見積り合わせによる随意契約で、収支等命令者の決裁を得ずに決定通知を行い、また、通知金額が誤っているものがあった。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 行政財産使用許可で、使用計画どおりに許可物件の管理が行われていないものがあった。	指摘後、使用許可申請の使用計画どおり管理を行うよう、申請者が管理要領を定め、利用状況月報を提出することとした。 今後も、行政財産の適正な管理に努める。
⑤ 電柱等の設置に係る行政財産使用許可を行っていないものがあった。	電柱等設置者を確認し、設置者からの使用許可申請に対し行政財産使用許可を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	平成25年 4月16日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事で、監督員の通知をしていないものがあった。	指摘以降の工事については、監督員の通知を出した。 今後も、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	東部工業用水道管理事務所
監査執行年月日	平成25年 5月28日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 業務委託契約で、仕様書記載の数量が誤っているものがあった。	平成25年度の業務委託契約については、数量見直しを行い、適切に契約を行った。 今後も、適正な事務処理に努める。

② 業務委託契約で、完了業務に応じた支払方法について検討を要するものがあつた。	検討を行った結果、完了時期を明示し、適切な事務を行うこととした。
---	----------------------------------

【生産振興部 各課】

監査対象機関名	生産者支援課
監査執行年月日	平成25年 7月11日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があつた。(農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金)	農業改良資金、林業改善資金の収入未済額の解消については、債務者及び連帯保証人との面談等を通じ、現況把握と分割納入などによる償還催促を行うとともに、佐賀県信用農業協同組合連合会、佐賀県森林組合連合会及び地区農業協同組合、地区森林組合等関係機関と連携を図り、今後とも収入未済額の解消に努める。
② 審査会の報償費等の支払いで遅延しているものがあつた。	今後は、進行管理を徹底し、速やかに支払いを行うように努める。
③ 期限後に提出された見積書で契約しているものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件)	安全運転及び公用車の適切な管理について、職員へ注意喚起を行った。 今後も交通安全の励行を徹底し、再発防止に努める。
⑤ 重要物品の処分又は活用について検討を要するものがあつた。	検討の結果、今後、活用する見込みがないため適切に処分を行う予定である。

監査対象機関名	農 産 課
監査執行年月日	平成25年 7月 9日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 工事で、監督員の通知をしていないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	園芸課
監査執行年月日	平成25年6月26日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公用車に損害を与えているものがあつた。	<p>損傷した公用車については、総務事務センターと調整しながら、速やかに修理を行った。</p> <p>職員に交通事故防止について注意喚起を図りながら、事故防止に努めている。</p>

監査対象機関名	畜産課
監査執行年月日	平成25年7月11日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 請負委託で、完了報告書に不要な収支精算報告が添付されているのをそのまま受理し、完了認定を行うべきところ、委託料の額の確定行為を行っているものがあつた。	<p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
② 補助金交付要綱で規定すべき補助限度額を別の文書で規定しているものがあつた。	<p>平成25年7月4日付けで交付要綱を改正した。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>

監査対象機関名	水産課
監査執行年月日	平成25年7月9日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 補助金交付要綱で規定のない書類の提出を口頭で求め、また、交付申請書や実績報告書に不備や誤りがあるにもかかわらず、そのまま受理しているものがあつた。	<p>審査項目のチェックについて、内容の確認を徹底するよう職員に対し周知を行い、審査体制の強化を図った。</p>
② 公用車に損害を与えているものがあつた。	<p>自動車の運転には、十分注意するよう、職員に対し周知徹底した。</p> <p>今後とも、安全運転を呼び掛けるなど、再発防止に努める。</p>

<p>③ 使用されていない貸付物品の処分又は活用について検討を要するものがあつた。</p>	<p>指摘後、関係者に確認を行い、物品の使用状況等の確認を行った。 未活用のものについては、今後、佐賀県財務規則等に基づき、適正に処理することとする。</p>
---	---

監 査 対 象 機 関 名	林 業 課
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 5 年 7 月 1 1 日
(監査の結果)	(措置の内容)
<p>① 業務委託で期限内に検査を実施していないものがあつた。</p>	<p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>② 物品の貸付に際し、物品貸付通知書を作成しておらず、また、備品出納・管理簿への記載や財務経営システムへの入力をしていないものがあつた。</p>	<p>指摘後、速やかに備品出納・管理簿への記載を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>
<p>③ 財産台帳（土地）の登記年月日や価格について、記載が漏れていた。</p>	<p>指摘後、速やかに財産台帳を確認し、記載が漏れていた登記年月日及び価格について、記載した。 今後は、適正な事務処理に努める。</p>

【県土づくり本部 各課】

監査対象機関名	まちづくり課
監査執行年月日	平成25年 7月11日
(監査の結果) ① 契約保証金を返還していないものがあつた。	(措置の内容) 指摘後、速やかに返還事務手続きに着手し、平成25年7月11日に受託者から契約保証金の返還請求書が提出され、同年7月25日に返還を行った。 今後は、支出負担行為の摘要欄に『契約保証金 <sup>有</sup> 』と明記するとともに、新たに作成した歳入歳出外現金整理簿（補助簿）により管理を行うこととし、担当者以外の職員においても確認できる体制を整え、返還を失念することのないよう適正な処理に努める。 また、定期的に電算帳票（財務経営システム）とも照合するなどして管理していくこととする。

監査対象機関名	下水道課
監査執行年月日	平成25年 6月14日
(監査の結果) ① 交付金の交付決定で遅れているものがあつた。	(措置の内容) 交付事務の迅速化を職員に徹底した。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 交付金で、早期の交付決定について検討を要するものがあつた。	交付金の交付決定について、早期に交付決定を行うように職員に指示した。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	農山漁村課
監査執行年月日	平成25年 7月17日
(監査の結果) ① 歳入科目を誤って予算措置しているものがあつた。	(措置の内容) 平成25年9月補正予算で適正な受入科目を計上した。

<p>② 支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p>	<p>補助金の交付に伴う支出負担行為は、予算に基づいて行う支出の原因となる重要な行為であることを職員に周知するとともに、事務手続きの進捗管理を徹底することにより、適正かつ迅速な執行に努める。</p>
<p>③ 補助事業で、事業計画の承認通知の遅れや交付申請書の紛失、また、交付申請書の記載が適正でないものをそのまま受理しているものがあった。</p>	<p>今後は、事業の実施要領や補助金交付要綱、佐賀県補助金等交付規則を遵守し、適正かつ迅速な処理に努める。</p> <p>また、申請書の受理後は早期に審査を行い、公文書の保管については厳正に行うこととする。</p> <p>さらに申請書の記載内容については複数の担当でチェックを行い、不備がないように努めるとともに事業実施主体に対して適切な指導を行う。</p>
<p>④ 基金の管理方法で検討を要するものがあった。</p>	<p>基金の運用収益については、その運用管理面から、全額基金に積み立てたうえで、事業経費として取り崩す方法で運用していくこととする。</p>

監 査 対 象 機 関 名	農 地 整 備 課
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 5 年 7 月 1 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>① 歳出予算の流用手続きで適正でないものがあった。</p> <p>② 国庫補助事業で、繰越承認を得ていたものを、誤って年度内完了として国に補助金を請求した結果、事業が一部繰越できなくなり、また、繰越予定分の補助金を受領したため、返還しているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>「予算執行等に関する県土づくり本部合議基準」を全職員に配布し、合議基準の再確認を行った。併せて課内打合せ時に今回の指摘事項について説明を行い、情報共有を図ると共に注意喚起を行った。</p> <p>不用額を発生させる原因となった調査様式を見直し、調査の早期実施及び調査内容と出来高額の照合を複数回行うなど事務処理を改善し、適切な事務処理に努める。</p>

監査対象機関名	建築住宅課 (施設整備室)
監査執行年月日	平成25年 7月18日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 県立学校耐震改修促進事業費の整理支出負担行為に係る歳出予算の再配当が遅延しているものがあった。 (改善を指示した所属:教育支援課)	<b>【教育支援課】</b> 今後は、適正な事務処理に努める。
② 警察署改築費の整理支出負担行為に係る歳出予算の再配当が遅延しているものがあった。 (改善を指示した所属:警察本部会計課)	<b>【警察本部会計課】</b> 今後は、早期に関係機関との協議を行い、適正かつ迅速な事務処理に努める。
③ 収入未済があった。(住宅使用料、弁償金)	当課担当者と指定管理者の担当職員との連携を密にして、早期の納入指導に努めるとともに、長期滞納者調査等の取組を強化し、滞納者状況の的確な把握に努め、悪質な滞納者に対する明渡訴訟、即決和解等の法的措置を適切に行うこと等により、収入未済の解消を図っているところであり、今後とも、収入未済の一層の解消に努めていく。
④ 前年度の取崩超過額等について、基金への積立が遅れているものがあった。	基金の管理において、取崩超過額等を基金として積み立てる必要がある場合は、速やかに基金へ積み立てを行い、今後、適正な事務処理に努める。
⑤ 公用車に損害を与えているものがあった。(2件)	公用車を含め自動車等の運転には、十分注意するよう職員に周知徹底した。また、安全運転講習会等に積極的に参加させ、再発防止に努める。

監 査 対 象 機 関 名	森 林 整 備 課
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 5 年 7 月 1 8 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 補助事業で、添付資料が適正でないにもかかわらず、事業計画をそのまま受理し、承認しているものがあつた。	今後は、事業主体へ適切に指導するとともに添付資料の確認を確実にを行い、適正な事務処理に努める。
② 備品で、亡失しているものがあつた。	今後は、現品確認を確実にを行い、物品の適正な管理に努める。
③ 公用車に損害を与えているものがあつた。	公用車を含め自動車等の運転には、十分注意するよう職員に周知徹底した。また、安全運転講習会等に積極的に参加させ、再発防止に努める。

【交通政策部 各課】

監 査 対 象 機 関 名	空 港 課
監 査 執 行 年 月 日	平 成 2 5 年 7 月 2 4 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 支出負担行為で、遅延しているものがあつた。	支出負担行為の重要性を再認識し、事務の優先度を見直すことにより、事務の適正な執行に努める。
② 緊急用前渡資金の精算手続が遅延し、また、前渡資金に係る現金出納簿を作成していないものがあつた。	指摘後、速やかに現金出納簿を作成した。今後は、適正な事務処理に努める。
③ 委託契約で、見積書を事後に徴し、遡って処理しているものがあつた。	委託契約の適正な事務処理について、職員に周知徹底した。今後は、適正な事務処理に努める。
④ 公用車に損害を与えているものがあつた。(2件、うち1件は交通事故)	公用車を含め自動車等の運転には、十分注意するよう職員に周知徹底した。また、安全運転講習会等に積極的に参加させ、再発防止に努める。



監査対象機関名	新幹線・地域交通課
監査執行年月日	平成25年 7月18日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 県有施設以外での備品の設置に関し、文書による取決めをしていないものがあった。	備品の設置に関し、平成25年9月24日付で施設側と協定書を取り交わした。

監査対象機関名	道 路 課
監査執行年月日	平成25年 7月24日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公用車に損害を与えているものがあった。	公用車を含め自動車等の運転には、十分注意するよう職員に周知徹底した。また、安全運転講習会等に積極的に参加させ、再発防止に努める。

監査対象機関名	港 湾 課
監査執行年月日	平成25年 7月 2日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 購入した備品について、誤った金額で備品出納・管理簿への記載や財務経営システムへの入力を行っているものがあった。	指摘後、財務経営システムの誤りを修正した。

【経営支援本部 各課・現地機関】

監 査 対 象 機 関 名	資 産 活 用 課
監 査 執 行 年 月 日	平成25年 7月23日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 設計・監理委託で、設計業務の完了時に「監督・検査・確認申請書」の提出を受けず、監理業務と合わせて完了検査結果の通知を行っているものがあつた。	今後、部分引渡しなどを含めその都度完了検査を行い、契約に基づく適正な事務処理に努める。
② 貸付物品について、財務経営システムに入力していないものがあつた。	指摘後、速やかに財務経営システムに入力した。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 入札保証金から契約保証金への公金振替で遅延しているものがあつた。	地方自治法及び佐賀県財務規則に基づく適正な事務処理に努める。

監 査 対 象 機 関 名	職 員 課
監 査 執 行 年 月 日	平成25年 7月25日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があつた。(退職手当返納金)	今後も、文書等による納入催告を継続して行うとともに、債務者の状況把握を行い、引き続き、収入未済額の解消に努める。
② 休養室の備品の管理が適正でないものがあつた。	今後は、適正な備品管理に努める。
③ 備品出納・管理簿に物品管理員供用印の押印がないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
④ 漁業取締調査手当の支給要件の整備について検討を要するものがあつた。	漁業取締調査手当の支給要件が明確になるよう、今後、規程等の整備に努める。

監査対象機関名	財 務 課
監査執行年月日	平成25年 7月23日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 委託契約等で、財務経営システムの支出負担行為に係る操作を誤り、決裁を得ずに契約をしているものがあつた。	今後、年度当初に委託契約予定リストを作成し、契約事務の終了の有無について所属長等が確認するなど再発防止策を徹底し、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	税 務 課
監査執行年月日	平成25年 7月23日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 県で収納すべき外国紙幣の受入手続が行われていないものがあつた。	指摘後、速やかに受入手続を行った。今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	自 治 修 習 所
監査執行年月日	平成25年 5月23日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 債権債務者登録手続や領収証書の発行の在り方に関し、検討を要するものがあつた。 (検討を指示した所属:出納局会計課)	<b>【出納局会計課】</b> 債権債務者登録の誤りを防止するため「債権債務者登録マニュアル」を策定し通知した。 また、領収証書綴の作成方法を見直すこととしている。

監査対象機関名	佐 賀 県 税 事 務 所
監査執行年月日	平成25年 6月28日
(監査の結果)	(措置の内容)
② 公用車(リース車)に損害を与えているものがあつた。	交通事故の防止については、折に触れ注意を喚起している。今後も、従来にも増して注意喚起を行うなど、さらなる交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
③ 公用車に損害を与えているものがあつた。	交通事故の防止については、折に触れ注意を喚起している。今後も、従来にも増して注

	意喚起を行うなど、さらなる交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。
④ 業務委託契約で、完了業務に応じた支払方法について検討を要するものがあつた。	今後は、支払方法を改め、適正な事務処理に努める。
⑤ 証紙印刷に係る契約書の規定の整備について、検討を要するものがあつた。	納入時の検査や見本刷の処分等について規定した契約書を取り交わすこととした。
⑥ 課税業務に関する事務処理マニュアルの作成について検討を要するものがあつた。 (検討を指示した所属:税務課)	<b>【税務課】</b> 県税事務所における業務内容や作業手順を整理し、事務処理マニュアルを作成することとしている。

監査対象機関名	唐津県税事務所
監査執行年月日	平成25年 6月28日
(監査の結果)	(措置の内容)
② 委任出納員へ引き継いだ領収証書の原符に、現金領収日付印の押印がないものがあつた。	今後は、適正な事務処理に努める。
③ 業務委託で、仕様書記載の数量変更に伴う契約変更をしておらず、契約額が過大となっているものがあつた。	指摘後、速やかに過大となっている変更額について納入依頼を行い、受け入れた。 今後は、適正な事務処理に努める。
④ 公用車(リース車)に損害を与えているものがあつた。	職員に対して公用車を運転する際の注意喚起を行うとともに、今後は、公用車の適切な管理に努める。

監査対象機関名	武雄県税事務所
監査執行年月日	平成25年 6月28日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 一連の領収証書に番号や委任出納員の記名押印がないものがあつた。	指摘後、速やかに処理を行った。 今後は、佐賀県財務規則に基づき、適正な事務処理に努める。

② 請書の提出日を誤っているものがあつた。	<p>今後は、日付等の確認を厳正に行い、適正な事務処理に努める。</p>
③ 委託契約で、入札参加資格等で義務付けていた有資格者を配置させていないものがあつた。	<p>受託者は、有資格者を配置していたが、誤って無資格者を業務責任者として報告していた。</p> <p>指摘後、速やかに正当な届出書を提出させた。</p> <p>今後は、提出された書類の審査を厳正に行い、適正な事務処理に努める。</p>
④ 行政財産使用許可台帳や公有財産貸付台帳を更新していないものがあつた。	<p>指摘後、速やかに更新処理を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努める。</p>
⑤ 行政財産一時使用許可に該当しないものを一時使用として許可しているものがあつた。	<p>今後は、佐賀県公有財産規則及び佐賀県行政財産使用料条例等に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
⑥ 備品で、亡失しているものがあつた。	<p>当該備品は庁舎の大規模改修時に亡失したもので、財務経営システム上は正しく整理していたが、備品出納・管理簿の記載が誤っていたため、指摘後、速やかに正しく整理を行った。</p> <p>今後は、適正な備品管理に努める。</p>
⑦ 公用車（リース車）に損害を与えているものがあつた。	<p>全職員へ安全運転についての注意喚起を行い、交通安全意識の向上と事故防止の徹底に努める。</p>
⑧ 現金出納簿の委任出納員事務引継が行われていなかった。	<p>指摘後、ただちに現金出納簿の整理を行った。</p> <p>今後は、佐賀県財務規則に基づき、適正な事務処理に努める。</p>

【教育委員会所管の各課】

監査対象機関名	教育政策課 (県立高校再編整備推進室) (教育情報化推進室)
監査執行年月日	平成25年 6月25日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 海外派遣研修に係る負担金を職員に立替払いさせているものがあつた。	平成25年度事業から、負担金については、県から研修実施団体へ直接支払うようにするなどの見直しを行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	教職員課
監査執行年月日	平成25年 6月25日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 多学年学級担当手当実績簿の記載に係る指導方法について検討を要するものがあつた。	全小中学校長あてに、多学年学級担当手当実績簿の記載方法について通知を行った。

監査対象機関名	学校教育課 (人権・同和教育室) (全国高校総体推進室)
監査執行年月日	平成25年 6月25日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 時間外勤務手当及び休日勤務手当で、返納を要するものがあつた。	指摘後、速やかに時間外勤務手当及び休日勤務手当の返納処理を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 週休日の振替で、適正でないものがあつた。	指摘後、速やかに振替の訂正を行うとともに課内職員へ取扱いについて周知を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	文化財課
監査執行年月日	平成25年 6月24日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 借上契約で、算定条件が異なる価格の比較を単一業者との随意契約の理由としているものがあつた。	指摘後、速やかに単一随契理由書を追加作成し、資料の修正を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
② 業務委託で、業務の再委託に係る承認を行っていないものがあつた。	指摘後速やかに再委託の承諾の手続きを行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

監査対象機関名	教育支援課
監査執行年月日	平成25年 6月20日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 収入未済があつた。 (佐賀県育英資金貸付金)	滞納者に対しては、徴収担当職員を配置し、電話・文書・訪問により継続的な返還指導を行っている。 なお、一部の回収困難な未収債権については、平成20年度からサービサー(債権回収会社)へ債権管理回収業務の委託を行っており、今後とも収入未済の解消に努めていく。 また、返還の際の利便性向上のため、口座振替、月賦返還、コンビニ収納を導入しており、今後とも、この利用拡大に努めるなどして、新たな滞納の発生防止に努めていく。
② 返納や不用の決定手続をしないで、物品を棄却処分しているものがあつた。	備品を誤って消耗品と認識し、所定の手続きを行わずに廃棄を行ってしまったため、指摘後、速やかに会計課へ届出を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。
③ 入札保証金から契約保証金への公金振替で遅延しているものがあつた。	指摘後、速やかに入札保証金から契約保証金への公金振替処理を行った。 今後は、適正な事務処理に努める。

【公安委員会所管の警察本部】

監 査 対 象 機 関 名	警 察 本 部
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 5 年 8 月 1 日
(監査の結果)	(措置の内容)
③ 産業廃棄物処分業務委託を収集・運搬の許可業者と契約しているものがあつた。	産業廃棄物処分業務委託について、今後、適正な事務処理に努める。
④ 重要物品の処分又は活用について検討を要するものがあつた。	重要物品の処分又は活用について、今後、適正な事務処理に努める。

【その他の委員会等所管の事務局】

監 査 対 象 機 関 名	労 働 委 員 会 事 務 局
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 5 年 6 月 1 8 日
(監査の結果)	(措置の内容)
① 公用車に損害を与えているものがあつた。	指摘後、直ちに所属職員に対して、公用車を含め自動車等の運転には細心の注意を払うよう周知徹底した。 今後とも朝礼等の機会に安全運転を呼び掛けるなど、再発防止に努める。